

けんぽQ & A

Series51

Q 「介護保険のしくみ」を教えてください。

A 介護保険は、将来ご自身の介護が必要な状態になった場合でも、自立した生活ができるように高齢者の介護を社会全体で支え合うことを目的に制定された制度です。

介護保険の運用を行う保険者は各市区町村で、被保険者の年齢によって、保険料の納付方法が違ってきます。

65歳以上の方は「第1号被保険者」といい、保険料の納付は市区町村へ納付するか、年金月額から天引きされることになりますが、40歳から64歳の方は「第2号被保険者」といい、健康保険料と一緒に介護保険料が給与や賞与から天引きされます。

「要介護認定」の申請を市区町村に対して行うことになりますが、65歳未満の場合は、「特定疾病」に該当する場合のみ申請可能となります。

認定された要介護度に応じて、それぞれの限度額の範囲で介護保険のサービスを選択し利用していきます。

段階に応じて介護サービスの受け方や支援事業が異なります。

要支援1・2

介護予防サービス

訪問：介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護 等

通所：介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション

短期入所：介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護

地域支援事業

介護予防事業：特定高齢者把握事業・通所型介護予防事業

訪問型介護予防事業 等

包括的支援事業：地域包括支援センター

任意事業：市区町村が必要と判断する事業

要介護1～5

居宅サービス

訪問：訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護 等

通所：通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション

短期入所：短期入所生活介護（ショートステイ）等

施設サービス

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設

